

平成20年度 施策マネジメントシート【19年度評価】

作成:20年5月

施策コード 34	施策名 障害者福祉の推進	政策名 健やかに安心して暮らせるまちづくり
施策区分 重点施策	主管部等名 保健福祉部	施策主管課 福祉課
	課長名 横田富士雄	内線 5310
	施策関係課 保健課・子育て支援課	

1. 施策の目的と成果指標

施策の目的	施策の対象	対象指標	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	23年度見込
支援を必要とする障害(児)者及びその世帯	内訳	支援を必要とする障害(児)者(精神障害は手帳保持者及び公費負担申請者数、身体・知的は「手帳」保持者)	人	8,085	8,660	8,656	8,916	10,000
		身体障害児・者	人	児: 88 者: 6,486	児: 105 者: 6,878	児: 98 者: 6,892	児: 103 者: 7,064	児: 100 者: 8,000
		知的障害児・者	人	児: 158 者: 450	児: 176 者: 471	児: 163 者: 477	児: 173 者: 524	児: 200 者: 500
		精神障害児・者(自立支援医療対象者:障害者手帳も保持する児者を含む)	人	児: 44 者: 859	児: 45 者: 985	児: 35 者: 991	児: 36 者: 1,016	児: 50 者: 1,150
施策の意図	成果指標	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	23年度目標	
安心して地域で日常生活が送られる療育が受けられる	安心して地域で日常生活が送れている割合	%	-	68.1	68.1	54.9	68	
	療育が受けられる数 - 1相談数(子育て支援課+ひまわり)	人	2217	1979	2243	2947	2200	
	- 2ひまわり通園利用実数	人	40	37	43	44	40	
	- 3ひまわり重心登録児(者)数	人	17	16	24	26	16	

成果指標設定の考え方	障害者福祉は、まだまだ不十分という声も多い状況にあり、障害者への福祉サービスが行き届いているかどうかを見るために設定する。 障害児をもつ保護者の相談機会を設け悩み等へ応えられているかどうか、また障害児の受け入れ先として施設が地域のニーズに対して機能しているかを把握するために設定。
成果指標の把握方法(算定式など)	障害者アンケート調査(福祉課で調査:障害者を無作為で400人抽出) ...6月に把握、19年11月実施(対象450人、回収率53.6%) 行政内部資料(-1:子育て支援課で把握する相談件数、ひまわりの相談数、-2:ひまわりの通園、重度心身障害児通園)
基本計画期間における施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)	<成果指標>現状から今後の推移は、障害者アンケート(18.6月実施)では、施設の人は施設、自宅の人は自宅という傾向にあり、これ以上の増加は望めないため、割合が減少していく可能性が高いと予測する。また、この施策の成果に影響する要因は、高齢者の増加などマイナス要因が多いので、現状を維持していくこと自体が難しい。したがって、この5年間は現状維持を目標とする。 <成果指標>指標 - 1の相談件数は、過去の状況からも17年度実績に対して1割増を見込む。指標 - 2、- 3は横ばいと予測する。 <前提条件> 上記の目標を達成するための前提条件としては、障害者が安心して暮らせる場所と雇用の確保、企業の理解による障害者の雇用促進、障害者施設での工夫努力がなされることが必要と考える。

2. 施策を担う主体

主体	施策の成果向上に向けた主体別の役割分担	ムトス指標と把握方法(把握方法と単位をカッコ書きする)	19年度実績	23年度目標
行政 市(国・県)	必要な児童に療育事業を提供する。 障害者の自立、更生、社会参加のため、自立支援法等に基づき多様な公共サービスを提供する。 市民や事業者の福祉活動を支援する。 バリアフリーの推進 (バリアフリー化は、道路や公園整備など建設部を中心に取り組んでいるが、この施策としては、具体的な事務事業が無い、行政の役割として置くが、現段階ではムトス指標は設定しない。建設部と保健福祉部の連携も大事)	療育児童数 (把握方法:福祉課の統計資料で把握) 各種支援事業等利用者数 (把握方法:福祉課の統計資料で把握) 団体等支援数 (把握方法:NPO、市民団体と一般事業者を分けて把握する。福祉課の統計資料で把握)	67 居室: 5,666 施設: 2,783 4	56 居室: 7,434 施設: 1,848 6
市民等	個人 ・ボランティア活動などに参加し障害者を支援する。 ・障害者が障害者を支援する。 ・市民が障害者を理解する。 福祉事業者 NPO法人 ・障害者に対して各種福祉サービス事業を提供する。 企業 ・障害者の雇用の促進 ・従業員の意識を高める ・店舗などでユニバーサルデザインの推進 団体(市民団体) ・ボランティア活動サポーター活動等を実施する(一時預かり、社会参加活動の支援など)	・ボランティア活動への参加者数 ・事業への参加者数 ・障害者の雇用率 ・ボランティア活動グループ数	現段階は、行政の役割のみ数値設定	

3. 施策の成果達成度の分析

(1) 施策の成果達成度とその考察	
平成19年度の実績評価	<input type="checkbox"/> 18年度と比べて成果が向上した <input type="checkbox"/> 18年度と比べて成果は変わらなかった <input checked="" type="checkbox"/> 18年度と比べて成果は低下した
根拠(理由)	障害者アンケート結果(H19年11月実施)では成果指標(安心して地域で日常生活が送れている割合)は13.2%低下した。の療育に関しては成果が上っている。

平成23年度の目標達成見込み(H19実績からのH23目標達成見込み評価)	<input type="checkbox"/> 現状(20年度)の取り組みの延長で目標は達成できる <input checked="" type="checkbox"/> 現状(20年度)の取り組みの延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	障害者自立支援法の見直しがされてきており、自己負担の軽減や事業者の支援が更に行われる見込である。
成果指標の達成度の考察	<p>障害者自立支援法が18年度より施行され、福祉サービスに1割の利用者負担が課されるようになり、障害者の皆さんに不安が広がったことにより、安心して地域で日常生活が送れる割合が低下したものと考えられる。</p> <p>障害者総合支援センターが設置されたことにより、療育をはじめ、障害者福祉全体の相談支援体制が強化され、相談件数の増加に繋がっている。20年度からは総合支援センターが国の生活・就労支援センターの指定を受けて活動を開始した。</p> <p>ひまわりの重心登録児(者)数は、障害児の増加に加えて、18年度から障害者の受入れを開始したことにより増加している。</p>		
(2) 施策の成果達成度に対する平成19年度事務事業の総括			
施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	障害者医療給付事業 障害者自立支援介護給付事業 自立支援訓練等給付事業	施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	難病患者居宅生活支援事業
新規事業	事務事業一覧表を参照のこと。事業名欄に[新規]と記載がある事務事業が該当		
事務事業全体の振り返り(総括)	<p>障害者自立支援法が施行となり、19年度は各種福祉サービス事業を軌道に乗せ、障害者にスムーズに利用してもらうようにする年であった。</p> <p>障害者アンケート調査結果、安心して地域で日常生活が送れている割合は、利用者の1割負担の影響により減少したが、各種福祉サービス事業の利用者数は増加した。</p> <p>ムトス指標：療育児童数18年度53人 19年度67人、居宅支援事業利用者数18年度3189人 19年度5666人、施設支援事業利用者数18年度2663人 19年度2783人</p>		
(3) 主体別の役割分担の発揮状況 (19年度の振り返り)			
<p>福祉事業者：事業者による福祉サービスの提供は順調に行われている。</p> <p>企業：障害者雇用率は、1.77から1.80に上昇している。受け入れ企業数も116から123企業に増加している。</p> <p>団体：飯田市ボランティアセンター登録団体数 91団体(6,600人)</p>			

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか？	18年4月から障害者自立支援法が施行。(1割負担)サービスは市町村が主体となって実施主体となることが原則となった。(専門性の高い事項は県) 障害者雇用促進法の改正 発達障害者支援法の制定 身体、知的、精神障害者への支援のしくみが統合された。 発達障害の増加が想定される 利用者負担の軽減策がとられるようになった。(上限額 4 8分の1) 21年度に障害者自立支援法の抜本的な見直しがされる予定。
この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	自立支援法に関し、1割負担について低所得者に対する支援などの点に議会質問あり。 判定結果に対する障害の段階に応じて受けられるサービスの差等について意見等あり。 1割負担に対する市の支援策等について、関係団体から意見・要望書が出されている。 発達障害への対応について意見あり。

5. 施策の課題認識(現状の課題、新たに取り組むべき課題)

<p>障害者に対する就労環境や日中活動の場が少ない事、重度の障害児者に対する医療的介護の支援環境が整っていないという状況があり、課題として次の2点に集約する。</p> <p>障害者それぞれの特性に応じて、自立を支援し社会参加を促進していくこと。</p> <p>障害者を介護する世帯の負担(精神的、肉体的)軽減を図っていくこと。</p> <p>障害者の自立には就労支援、雇用の確保が重要であり、飯伊圏域自立支援協議会と障害者総合支援センターの生活・就労支援センターが連携して、就労支援ネットワークを構築する必要がある。</p> <p>障害者自立支援法に対する問題点が指摘されており、国における抜本的な見直しが予定されている。</p> <p>障害者施設の新体系への移行が進んでいない。</p> <p>発達障害児者に対する福祉ニーズの把握と支援策の検討が必要とされている。</p>

6. 施策の事業(一般会計及び一部特別会計を含む)

	19年度決算見込み	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算
施策事業費(人件費を除く)(千円)	1,592,971				
関連する事務事業の数(事業)	28				

7. 21年度の施策展開の方向(施策の成果目標達成に向けて21年度から何を取り組んでいくか等)

<p>第2期障害福祉計画(21~23)策定に併せて真に必要な障害者の福祉ニーズを把握し、設定される数値目標の達成に向けて、障害者福祉施策の事務事業を推進する。</p> <p>多様な主体が連携・協働して障害者福祉施策を推進する体制づくりを進める。</p> <p>障害者自立支援制度の市民(障害者)への啓発を行うとともに、国における制度改正の動向を見ながら取り組んでいく。</p>
--

8. 指摘事項

政策評価会議
